

## 生徒心得

高校生活の3年間は人生にとってはほんの短い期間です。しかし、将来の自己の夢を実現するためにはとても重要な時間です。規律ある生活態度で有意義な高校生活を送ってください。

### 〔1〕出欠席等について

1. 欠席・遅刻・早退・忌引等は事前に担任に申し出る。
2. 当日の欠席、遅刻連絡は、保護者から直接8時10分～8時30分の間に電話で連絡してもらう。また、早退するときは、担任に許可を受けてから帰る。（「早退許可証」を発行）
3. 8時40分以後の入室を遅刻とする。それ以後はP204「入室許可証」に必要事項を記入し、職員室で許可をもらい教科担任に確認をしてもらってから授業に参加する。
4. 忌引等の日数は次の通りとする。  
父母……………7日　　祖父母……………3日　　兄弟姉妹……………3日  
その他……………1日　　父母、祖父母、兄弟姉妹等の法要等……………1日  
遠方の場合には、その行程も配慮する。
5. 「ラーケーションの日」の取得を希望する場合は、所定の届けにより申請する。

### 〔2〕授業規律について

1. 教室内にゴミが散乱しないように、学習環境を整える。
2. 始業のチャイムで授業が始められるように、放課中に教科書・ノート等を用意しておく。
3. 机には授業に関わる用具以外置かない。飲み物も机には置かない。
4. 決められた席で授業を受ける。
5. 授業中の私語は絶対に慎む。
6. 教室の移動は速やかに行う。
7. 携帯扇風機やうちわを使用しない。
8. 携帯電話・スマートフォン等は、電源を切り、カバンの中に入れること。

### 〔3〕考査の心得

定期考査や課題テスト等は日常の授業や家庭学習の成果を試すためのものです。考査ごとに努力目標を立て、その目標が達成できるよう精一杯努力してください。

以下の考査時の心得に留意し考査等に臨んでください。

1. 席へは、鉛筆およびシャープペン、消しゴム、その他科目によって指示のあったもの以外は持ち込むことができない。
2. 携帯電話・スマートフォン等は電源を切り、カバンの中に入れること。
3. 時計のアラーム機能は解除しておく。
4. 不正行為は絶対にしない。私語やスマートフォン等の教室内への持ち込みなどの疑わしい行為も厳禁である。不正行為があった場合は、当該科目は0点扱いとなる。
5. 遅刻の場合は残りの時間を使って受験できる。ただし遅刻したときは、職員室に行き教務部の指示を受ける。
6. やむを得ない事情（慢性的・継続的に症状がある場合等）により別室受験を希望する場合は別室受験を希望する前日までに保護者から担任に申し出ること。  
（定期考査・課題考査別室受験届）

#### 〔4〕 下校時刻について

1. 生徒の下校時刻は次の通りとする。  
月曜日～金曜日 3月～9月…18時  
10月～2月…17時
2. 特別に下校時刻をこえて在校する場合は、関係教員に届け出て許可をうける。

#### 〔5〕 校内生活において

1. 貴重品は身につけるなど自己管理を徹底する。
2. 生徒間の物品及び金銭の貸し借りは行わない。
3. 生徒は校内で物品の売買やそのあっせん等はしてはならない。

#### 〔6〕 アルバイトについて

高校生は、勉学・部活動に専念することが務めである。学校生活を第一に考えているため、原則アルバイトに従事することを認めない。

ただし、以下の条件を満たす場合のみ「週4日以内」でアルバイトに従事することを認める。（第1学年の1学期間は学業専念）

1. 家庭における経済的理由（家計を支援することが目的）
2. 学業で成績不振科目がない。
3. 基本的な生活習慣が身に付いている。
4. 学校生活に支障をきたさないこと。

#### 〔7〕 交通安全について

1. 交通ルールを遵守し、交通事故防止には十分留意する。
2. 道路交通法に違反するような行為はしない。  
（並列走行、信号無視、二人乗り、整備不良、傘差し運転、ながらスマホ等）
3. 自転車通学者は届け出を提出し、通学許可証を指定した箇所に張り付けること。なお、自転車に自転車安全基準の「B A A マーク」がついているかつ防犯登録を行っているものとする。（ロードバイクは不可）
4. 度重なる違反者に関しては自転車通学を取り消す場合もある。
5. 「四ない運動」を遵守する。  
ア 免許を取らない  
イ バイク、車を買わない  
ウ バイク、車を運転しない  
エ バイク、車に乗せてもらわない
6. 交通事故が起きた場合は、どんな状況であっても必ず警察に連絡して指示を受ける。その際、必ず学校に連絡し、登校後は「交通事故報告書」を提出する。
7. ヘルメットの着用を推奨する。
8. 2026年より施行された道路交通法で交通反則告知書（青切符）等を交付された場合は、速やかに報告すること。

#### 〔8〕 校外生活について

1. 外出する際には、行き先や同伴者等を保護者に伝え、無断外泊はしない。
2. 午後11時以降は外出しない。（補導対象）
3. 18歳未満入場禁止、不健全、不良交遊のきっかけとなる場所等への出入行為をしない。
4. 飲酒、喫煙、薬物の乱用および20歳未満を推奨していないものを行わない。
5. 公共の場（電車、バス、商業施設内等）において迷惑をかける行為はしない。
6. 以下の情報モラルに関して節度ある行動や言動に留意すること。

- ア 犯罪に関与する行為
- イ 個人情報の流出や漏洩
- ウ 他人のプライバシー侵害及び、誹謗中傷
- エ 著作権や肖像権 等

## 〔9〕 スマートフォン校内持ち込み規定

スマートフォン等の持ち込みに関しては、登下校時の身の安全を守るためや緊急連絡を入れるための物であり、教育活動中は必要がない。よって以下のように定める。

1. 朝S T前で電源を切り、帰りのS T終了後に電源をつけてもよい。ただし、教室内でのゲームおよび電話等に関しては認めない。また“歩きながらのスマートフォン操作”や“音楽を聴きながら勉強する”などの【～しながら】などの行為は行わない。
2. 学校内（教室や部活動など）でのSNSの投稿は認めない。※特別な指導の対象
3. 始業(S T)から終業(S T)までは通学用カバンに入れ、個人で責任をもって管理する。
4. 教員の管理下における教育活動場面や学校行事では使用を認めるが、教員が指示した内容以外は行わない。
5. 上記以外で使用した場合は、以下のとおりに行う。
  - 1回目 … 担任指導（保護者連絡）
  - 2回目 … 担任・学年生徒指導部指導（保護者連絡）
  - 3回目 … 担任・学年主任指導（3回目以降は保護者来校）
  - 4回目 … 担任・生徒指導主事指導
  - 5回目 … 担任・教頭指導

※指導があった場合、預かり指導を実施し、その日の下校時に返却する。

## 〔10〕 特別な指導について

以下のような問題行動を起こした生徒に対して、今後の学校生活をより良くするために、これまでの生活を見直す期間を設け、自分と向き合い、家庭との時間を作ります。

1. 教師への暴力、暴言、指導拒否
2. 怠業
3. 無断アルバイト
4. 不正行為、不正行為に準ずる行為
5. 飲酒・喫煙（同席含む）・喫煙具所持
6. 飲酒（ノンアルコール等）・喫煙（電子たばこや水たばこ等も含む）
7. 薬物乱用・違法薬物の所持
8. 深夜徘徊・不良交遊
9. 不健全娯楽
10. 暴力・粗暴行為
11. 器物破損
12. 万引き・万引き幫助・窃盗・恐喝
13. 四ない運動違反
14. 無免許運転
15. 迷惑行為
16. その他の不法行為、犯罪行為
17. 情報モラル違反 等

※ 上記以外にも該当するものあり。

## 〔11〕 諸届について

所定の用紙（生徒指導室）を記入し、すみやかに生徒指導部へ提出すること。

名 称	目 的	備 考
学割証交付願	学割証が必要な場合	担任の認証を受ける。予定の1週間前までに提出をする。（直前は発行できない場合あり。）
旅行届		
自転車通学許可願	自転車通学希望者	生徒指導部へ提出する。その際、本校指定のステッカーを購入し、張り付ける。
アルバイト届	アルバイト実施時	必要に応じて提出。保護者から担任に申し出を行い、条件を満たすことが必要。学年等で検討し、承認する。
物品紛失届	物品紛失時	生徒指導部へ提出する。
交通事故報告書	交通事故発生時	担任に報告をしたのち、生徒指導部へ提出する。
異装願	異装が必要な場合	特別な理由により服装規定が守れない場合、生徒指導部へ相談し、提出する。

## 〔12〕 校則の見直しについて

1. 「高校生活のしおり」「夢源 NOTE」に掲載されている校則について、関係分掌などと連携を図り、定期的に見直しを図る。
2. 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、または校則の見直しが必要と判断したときは、生徒や教員等が意見を聴取し、運営委員会や職員会議でその内容を議論する。
3. 校長は、生徒や保護者、教員等から意見や運営委員会での議論、本校の教育目標や本校のスクールポリシー、校訓を踏まえ、校則の変更について決定する。

## 〔13〕 政治活動等に関する規定について

1. 教科・科目等の授業、生徒会活動、部活動等、学校の教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことは禁止する。
2. 放課後や休日等に学校の校内において選挙運動や政治的活動を行う場合であっても、施設管理や他の生徒の日常の学習活動、その他教育を円滑に実施するうえで支障が生じる場合は、制限または禁止する。
3. 放課後や休日等に学校の校外において行われる選挙運動や政治的活動については、違法なもの、暴力的なもの、またそのおそれが高いと認められる場合、あるいは自身または他の生徒の学業や生活等への支障がある場合は、制限または禁止する。
4. インターネットを利用した選挙運動や政治的活動は、公職選挙法に違反することないように慎重に行うこと。

# 服装等規定

## 1 制服

### 方針：「TPOに合わせて、自分らしく整える」

本校では、衣替えの期間はありません。自分の体調や気候等を鑑みて、下記事項のことに気にしながら、TPO（時・場所・場面）に合わせた服装を心がける。

#### (1) 制服規定

##### <学生服およびセーラー服>

###### Aタイプ（2・3年）

冬 服：本校指定のグレーの詰襟学生服と同色のズボンを着用する。

学生服の中着は、本校指定の長袖（半袖も可）カッターシャツと夏生地のズボンを着用する（冬用でも可）。

夏 服：本校指定の白無地の半袖カッターシャツ（長袖も可）と夏生地のズボンを着用する。（冬用でも可）。

ボタン：本校指定のボタンを着用する。色は、学年指定とする。

###### Bタイプ（2・3年）

冬 服：本校指定のグレーのジャケットと同色のひだ入りスカートまたは同色のズボンを着用する。

ジャケットの中着は本校指定のセーター襟ブラウスとする。

夏 服：本校指定の白無地の半袖セーラー襟ブラウス（長袖も可）と夏生地のスカートまたは同色のズボンを着用する。（冬用でも可）。

リボン：本校指定のリボンを着用する。色は、学年によって異なる。

スカート丈：膝が隠れる程度とする。

##### <ブレザー>（1年生）

冬 服：本校指定のジャケット・スラックスまたはスカートとする。白無地で折襟のついた長袖シャツとし、ネクタイ・リボンのいずれかを着用する。

夏 服：白無地で折襟のついた長袖または半袖シャツか本校指定のポロシャツを着用し、本校指定のスラックスまたはスカートとする。

スカート丈：膝が隠れる程度とする。

#### (2) 準制服

本校指定セーター、ベスト、パーカーを準制服とし、登下校、校内生活での着用を認める。準制服は任意購入品であり、着用を義務づけるものではない。ただし、制服と併用して着用する場合は本校指定の準制服以外の物は着用をしない。

#### (3) その他

ア 2・3年生において、令和8年度より着用している本校指定のポロシャツ、準制服の着用を認める。

イ 制服および準制服は加工しない。

ウ 5月～10月はサマースタイル期間とし、ブレザーに着用しているネクタイ・リボンは任意とする。

## 2 防寒着（具）

### (1) 防寒着

黒・紺・グレー・白などの華美ではない色を基調としたコートやジャンパー、ウィンドブレーカー等が望ましい。また、部活動で統一したものを使用する場合は、顧問の了承のもと、着用を認める。

### (2) 防寒具

手袋・マフラー・耳あて・帽子類については、必要に応じて着用してもよい。  
※防寒着（具）に関しては着用期間を定める。

## 3 頭髪・身だしなみ等

身だしなみは心を映すものであり、杏和高校の印象が決まるものである。自分自身の好みやおしゃれをする場ではなく、学校の間であることを忘れない。

身だしなみ検査は、年間3回実施する。期間外でも個々に対応する場合もある。

### (1) 頭髪について

- ア パーマ等の薬剤を使用した癖付け、染色・脱色、加工行為を行わない。
- イ 長さについては、顔の表情が見える髪型にすること。

### (2) 身だしなみについて

- ア 化粧およびカラーコンタクト、アクセサリ類（ピアス、指輪等）をしない。装飾品に関しては預り、後日返却する。
- イ スカートの膝が隠れる程度であること。
- ウ 登下校中も服装を乱さない。

上記項目が守れない場合においては段階的な指導を行う。（※保護者来校は3の倍数）

- 1～3回目 … 担任・学年指導部
- 4～6回目 … 担任・学年主任指導
- 7～9回目 … 担任・生徒指導主事指導
- 10回目以降 … 担任・教頭指導

## 4 その他

### (1) 通学靴・靴下・ベルト

- ア 通学靴は、運動靴または黒か茶の短革靴とする。サンダルやブーツなどで登校しない。
- イ 靴下は、白・黒・紺・グレーを基調としたものとする。ルーズソックスや短ソックスは不可とする。
- ウ スカート着用時にはベルトの使用をしない。ズボンおよびスラックス着用時のベルトの色は黒・紺・茶を基調とし、単色無地で装飾のないものとする。（必ず着用すること）

### (2) 衣類

カッターシャツやポロシャツ着用時は、黒または白を基調とした色とし、ワンポイントまでは可とする。ハイネックシャツは襟からはみ出さないものとする。

### (3) スリッパ

校舎の中で、本校指定のスリッパ（必ず記名）を使用し、体育館シューズ等は使用しない。必要が生じた場合については、担任に相談する。